

【平成24年第1回定例会 環境委員会委員長報告資料】

平成24年3月15日 環境委員長 斎藤 隆司

- 「議案第9号 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について（環境局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第10号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*屋外燃焼行為の制限範囲について

従来から、原則として屋外燃焼行為は禁止されており、焼き芋やたき火などの地域的慣習による催しに伴う燃焼行為や日常生活を営む上で行なわれるような燃焼行為で、やむをえないものは制限の対象外としている。今回、屋外燃焼行為に係る中止命令・罰則の対象となる者の範囲を拡大したが、市域の人口が密集しているため、周辺住民から悪臭や煙などの苦情が寄せられないよう燃焼範囲を0.5平方メートル以下に制限している。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第34号 家庭から排出される資源物としての廃食油回収の推進を求める請願」

《請願の要旨》

家庭から排出される資源物としての廃食油を「燃やさず、流さず」、分別回収することを早急に新たな目標とし、有効利用できるように回収・再生ルートを早急に確立することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

廃食油とは、家庭において調理で使用された後に、不用となった食用油のことで、本市においては、ごみ集積所の管理上の問題や収集作業時の飛散防止の観点から、なるべく使い切る、普通ごみとして出す場合は、布などに染み込ませるか固めてから排出することを、ごみの排出方法として市民に周知してきたところである。

廃食油は、水質汚濁防止や資源の有効利用、地球温暖化対策などの観点から、回収・資源化の取組が行われており、本市においても民間事業者により、排出される廃食油から石けんをつくる取組が行われてきた。「BDF」いわゆるバイオディーゼル燃料においては、近年の地球温暖化問題などを背景に、環境にやさしいクリーンな再生エネルギーとして、廃食油をBDFとして活用する取組が、注目されているところである。

現状の課題として、回収運搬段階においては、分別排出への市民の理解と協力に

向けた広報、安全な排出方法及び排出拠点の整備・体制の確保、安全かつ効率的な収集体制の構築、回収した廃食油の保管施設の整備などが挙げられる。資源化段階においては、資源化ルートの確立、資源化処理技術を有する事業者の支援・育成、資源化物の安定的かつ継続的な利用先確保などが挙げられる。

廃食油については、市域内での循環を前提に、市内の民間事業者や市民団体などと共同研究を行ってきたが、現段階においては、整理・検討すべき課題がある。したがって、現在、N P O 法人川崎市民石けんプラントが主体となって行っている試験・研究事業の取組を注視しつつ、検証結果などを踏まえながら、引き続き検討を行っていく必要があると考える。

《主な質疑・答弁等》

* 環境への負荷軽減について

市が実施している環境技術産学公民連携公募型共同研究事業の中で、N P O 法人川崎市民石けんプラントとともにB D F の推進に向けた調査・研究を行ってきた。B D F は軽油と比較し、3～6割程度のC O 2 削減効果が実証されている。

* 本市のB D F の利用状況について

B D F はディーゼル車の燃料として、主にごみ収集車での利用が考えられるが、軽油に5%のB D F を混ぜて使うものとは違い、混ぜないで使う100%のB D F には品質の規格がなく、自動車メーカーの保証が適用されないことや最近の自動車の規格では故障の可能性が高く利用は難しい。また、平成22年度時点のごみ収集車の約6割はリース車両であり、本市に所有権がなく同様に利用できない状況である。

* 市がB D F を試行で利用する可能性について

市が実施している環境技術産学公民連携公募型共同研究事業の中でB D F を試行してきた。使用した車両は平成11年式の古いごみ収集車であったため、燃料フィルターの目詰まりやエンジン等への悪影響はなかったが、平成17年以降の車では故障する可能性があり、使用しないよう自動車メーカーから指導・助言を受けている。利用するには、品質の良いB D F の安定的な確保と利用可能な車両の保有が必要である。

* 市内4区（麻生区、多摩区、宮前区、高津区）で行っている廃食油の拠点回収を、他の3区に拡大していくことについて

平成19年度から、市民団体により高津区以北の4区において、家庭から排出される廃食油について、一部の公共施設や個人宅などで拠点回収されている。今後、この取組を拡大していくのであれば公共施設を始め、一般家庭に協力を呼びかけていく必要がある。仮に市が主体的に回収していくのであれば、公共施設を中心に回収していくことになるので、一般家庭を回収拠点とすることは難しいと考える。

* 市内にある廃食油リサイクル業者の有無とその処理能力について

家庭からの廃食油を資源化できる事業者はN P O 法人川崎市民石けんプラント1社のみで、学校給食や市民から回収した廃食油をリサイクルして、石けんやB D F にしている。B D F 製造プラントの処理能力は1日100リットルで

あり、仮に、ごみ収集車により、全市でごみ分別収集を展開した場合、N P O 法人川崎市民石けんプラントの処理能力では賄いきれず、安定的かつ継続的な供給は確保できない。

* 本市が廃食油を回収・資源化した場合の費用対効果について

現在、本市には廃食油を資源化する設備や施設がないため、施設を建設しなければならない。用地を確保するとともに建設費用が必要となる。また、回収に掛かる費用は、回収拠点を市内 50か所とし、民間業者に委託したと仮定した場合、回収に必要な車両は 2 台となり、これまでの委託実績から合計約 3,000 万円。さらに回収拠点での受取りなどを担う人件費は、アルバイト 1 人あたり年間 190 万円から 200 万円。アルバイトを置く必要がある回収拠点は 35 か所と見込んでおり人件費は合計約 6,600 万円掛かり、回収に要する経費は合計約 9,600 万円と想定される。本市の家庭系普通ごみは年間 29 万トンであるのに対し、廃食油の見込み回収量は 52 トンであり、全体量からすると非常に少なくごみの削減効果としては期待できない。

* 廃食油の資源化を一般廃棄物処理基本計画に位置付けることについて

一般廃棄物処理基本計画は平成 27 年度末までが計画期間となっている。現在は平成 25 年度から 27 年度までの 3 か年の行動計画について市の環境審議会に諮問している。資源循環を進める上で廃食油についても何らかの取組が必要であると認識しているが、国の中核環境審議会や市の環境審議会において、議論されているレアメタルの資源化への対応や廃棄物行政全体での優先順位等から、早急に廃食油の回収を全市で展開していくことは困難であると考える。

* 廃食油の回収、資源化を全市展開することへの考え方について

収集運搬回収だけであれば市で完結できるが、リサイクルするとなれば市場に商品として流通させなければならず、民間事業者が担うべきものと考える。商品化するのであれば、廃食油の売却や資源化の委託が必要となり、一般競争入札を実施することになり、結果として、市域内での資源循環を実現することは難しいと考える。これまで安全で継続的な事業として成り立つことを見据えながら、N P O 法人川崎市民石けんプラントと共同歩調で取り組んできた。こうした市民活動が少しずつ前進している状況において、社会的動向や市内に資源化できる事業者がいるなどの制約がある中で、市がこれまでと違う施策を開拓することは現状では考えていない。

* B D F の市場規模及び需要について

現在のところ B D F の市場規模は小さい。B D F がリサイクル品として市場で商品化できるか、その評価を中長期的に注視しなければならない。自動車産業は大きな変革期にあり、電気自動車やハイブリット車など環境に配慮した車両に生産をシフトしている。今後、B D F の有効性と市場での需要を見極めていく必要がある。

* 他都市の取組との比較について

廃食油の回収、資源化への取組状況は、政令市においては市民団体による回収を行っている本市を含む 10 市で行われている。回収方法は、公共施設

等での拠点回収を行っているところが多く、資源化方法は、民間事業者等へ資源化を委託している場合と、売却している場合があり、売却先としては市内の事業者が多い状況である。

本市と他都市との大きな違いは、廃食油を事業者へ無償で引渡していることであり、資源化された石けんは市が毎年、購入したうえで現場作業着の洗濯や市の催しで配布するなど、市域の中で循環するよう取り組んできた。今後も市民団体の活動と協力しながら事業として取り組んでいきたい。

* 市民団体や事業者への支援状況及び育成について

市はこれまでにもNPO法人川崎市民石けんプラントと環境技術産学公民連携公募型共同研究事業に取り組んできた。また、市民団体や事業者による廃食油の回収や資源化は、一般廃棄物の収集や処分に係るため、本来許可が必要であるが、試験・研究事業という位置付けのもとで廃食油の取り扱いを認めている。NPO法人川崎市民石けんプラントは障害者を雇用しており福祉分野の面でも貢献している。こうした地域の団体や事業者を重要なパートナーとして大切にしていきたい。

《意見》

- * 廃食油の回収と資源化において、請願が提出された意図を市はしっかりと認識し、市民団体や事業者を支援してほしい。
- * 民間団体や事業者の支援と育成をしていくことを要望する。
- * 今後、廃食油の回収を中原区、幸区、川崎区の3区へ拡大してほしい。

《取り扱い》

- ・ 廃食油は環境面からも貴重な資源であり、CO₂の削減効果はこれまでの事業の中で実証されている。しかし、BDFの品質問題など課題は多々あり、事業化への判断にはさらなる慎重な検討と調査分析が求められる。現在、実施しているBDFの検証と研究結果を待つ必要があり、継続審査とすべきである。
- ・ 市として支援に取り組む姿勢が求められている。採択したいが、行政として施策の優先順位もあると考えられるため市民運動を支援する意味で、その趣旨を採択すべきである。
- ・ 課題は色々あるが市民の主体的な活動を積極的に後押しする姿勢に期待する意味からも、その趣旨を採択すべきである。

《審査結果》

賛成多数趣旨採択